

工学院大学学科連合委員会会則

第1章 [総則]

第1条 [規定] 本会は工学院大学学生自治会会則に基づき本会則を規定する。

第2条 [正式名称] 本会は工学院大学学科連合委員会と称す。

第3条 [設置] 本会は、新宿区西新宿 1-24-2 工学院大学学科連合委員会室に新宿本部と新宿支部を、八王子市中野町 2665-1 工学院大学学科連合委員会室に八王子支部を置く。

第4条 [存在意義] 本会は、各学科の本学学生の要望を集め、各団体や本学に反映させ、本会の企画や活動を通して各学生間での交流を促し、知識・見聞を深めさせることで、学生生活を改善する。

第2章 [組織]

第5条 [組織構造] 本会は新宿本部・八王子支部を置く。

- I. 3年生を本部役員とし、2年生までを八王子支部役員とする。
- II. 委員長は工学院大学第学生の委員から委嘱される。
- III. 企画局、広報局等必要に応じて新規局の設置、廃止を行う。

第6条 [役員構成] 本会は次の役員を置く。

- I. 委員長、副委員長を1名
- II. 会計責任者1名
- III. 八王子支部長 1名

第7条 [選出方法] 本会は委員長、副委員長を新宿・八王子支部役員より互選しその他は必要に応じて本会で決める。

第8条 [委員長]

- I. 委員長は、本会を代表し会務を総理、総括する。
- II. 委員長は第4章に規定する会議の議長となる。
- III. 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けた時、他の会員の中から委員長代理をたて、その代理が委員長の職務を行う。

第9条 [辞任] 本部役員・支部役員の辞任は、本会の会員の三分の二以上の賛成もしくは委員長及び局長の賛成どちらかが得られた場合辞任することができるものとする。

第10条 [辞任後の本部役員選出方法] 辞任等により本部役員の欠員が生じた場合、本会の会員より立候補者及び推薦立候補したものを対象に本会が多数決により決定する。

第11条 [任期] 役員の任期は1年間とし、原則として12月1日より始まり、次年度11月30日までとする。

第3章 [事業]

第12条 [行事] 学生の要望により、新規活動や行事の自粛、他組織への活動支援を行う。

第13条 [その他の行事] 社会情勢などにより新規活動が可能であるが、行事の廃止も考えられる。

第4章 [会議]

第14条 [役員会会議] 原則として本会に所属する会員で行われる。

役員会会議では次の事項に関して審議し決定する

- I. 各行事の準備、運営及び実施等の基本となる計画に関する事項
- II. 予算及び決算に関する事項
- III. 事業計画及び事業報告に関する事項
- IV. 会則に関する事項

第15条 [会議基準] 本会議は委員会委員長が認めた場合招集する。ただし会員の三分の一以上の要請があった場合、委員長はこれを招集しなければならない。

第16条 [会議成立条件] 当該本部及び支部の三分の二以上の出席をもって成立する。

- I. 会議に出席できない会員は、委員長に決議を委任する事を認める。この場合においては、その会員は出席したものとみなす。

第17条 [議決方法] 本会議の議決は、出席議決権数の三分の二をもって議決され、可否同数の時は委員長の決によるものとする。

第5章 [予算]

第18条 [出所] 本会の予算は、工学院大学学生自治会予算をもってこれにあたる。

第19条 [使用方法] 本会の予算使用目的は、会計監査委員会が行う会計会議に準ずるものとする。

第20条 [予算案審議・配分] 次年度の予算案作成の際、見積もり予算及び前年度活動状態、次年度の活動計画等を基として、配分を審議し、本会で決定する。

第6章 [附則]

第21条 [解釈] 本会則について異論が出た際は、本会の会議にて決定する。

第22条 [改正方法] 第21条での異論が出た際は、第17条に基づき決定する。

第23条 [施行] 本会則は2019年6月7日より施工される。